

高額な外来診療を受ける皆さまへ

窓口支払いが一定金額ですみます

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたときに窓口で支払う金額を一定の金額にとどめることができます。医療機関などの窓口で限度額適用認定証や被保険者証を提示してください。

今までは、高額な外来診療を受け、一カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費をお返ししていました。

平成24年4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなり、また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けられるようになります。

限度額適用認定証などは、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法や自己負担限度額など、詳しくはお問合せください。

国民健康保険加入の人

●70歳未満の人、70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯などの人…「限度額適用認定証」、または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

●70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯等ではない人…「高齢受給者証」

▼問合せ先

健康福祉課保険室
☎54・3111（内線156）

後期高齢者医療保険加入の人

●住民税非課税世帯の人…「限度額適用・標準負担額認定証」

▼問合せ先

健康福祉課保険室
☎54・3111（内線157）
群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7171

自宅の耐震診断をしてみませんか

木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者（社）群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者を派遣します。耐震診断費は無料ですが、診断調査員の交通費1,000円を負担していただきます。

該当建築物を所有し、居住している人で町税の滞納がないことが条件です。（貸家を除く）

▼該当する建物
①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上のもの
②平屋建て・2階建てのもの
③在来軸組構法によるもの

▼募集戸数 5戸（定数になり次第締切ります。）
申込受付期間
平成24年4月9日①～平成25年1月31日②
診断日程は申込月の翌月に調整。

▼申込方法

産業建設課窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出
※事前相談の際に建築物が派遣事業の対象になるか確認します。住宅の建築年や構造を調べておいてください。申請書は産業建設課都市建設室窓口で配布、または町ホームページからダウンロードしてください。

▼必要書類

①木造住宅耐震診断者派遣申請書 ※印鑑が必要
②居住していることが証明できるもの（保険証・運転免許証など）の写し
③町税の完納証明書
④対象住宅の家屋評価証明書
⑤建築確認書・案内図・現況写真（2面以上）
※③④は証明発行料が各300円。⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途10,000円がかかります。

▼問合せ先

産業建設課都市建設室
☎54・3111（内線161）





平成24年度から始まります 地籍調査事業

平成24年度から国土調査法に基づく地籍調査事業に着手します。

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置、面積などを正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るためのものです。

地籍調査とは
「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」は土地の情報を明確にすることが目的です。

土地について一筆ごとに皆さんに境界などを確認していただき、測量させていただきます。その結果、正確な土地の面積などが分かります。また正確な図面（地籍図）を作成し、調査成果は法務局に送付され、土地の登記簿が正確なものに改められます。

なぜ調査が必要か

現在法務局に備え付けられている地図（公図）は土地改良事業実施済み地区を除くほとんどが、明治時代の地租改正で作ら

れたものを基礎にした地図です。土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりすることがあります。

そこで、土地に関するあらゆる行為の基礎になる土地の情報を正確に把握するため、この調査を実施する必要があります。

町では、23年度に調査準備を行い、陣場地区を3地区に分けて事業を進めていきます。

なお、24年度は上陣場地域から事業に着手する計画です。

地籍調査のメリット

- ①境界の位置が不明になっても、正確に復元することができ、土地に関するトラブルを未然に防止することができます。
- ②土地の形状や面積が明確になる。
- ③災害復旧が迅速に行われる。
- ④固定資産の課税が適正に行われます。
- ⑤土地取引が円滑に行えます。

調査費用は

地籍調査にかかる費用は、国・県・町が負担します。土地所有者に調査費用の負担を求め

ることはありません。

調査には土地所有者の境界立会いと確認行為が必要となります。全町完了までには、数十年を要しますが、事業の推進にご協力ください。

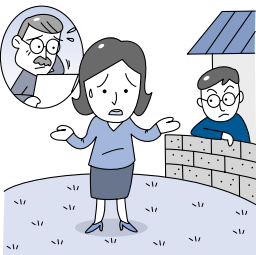
▼問合せ先

産業建設課用地管理室

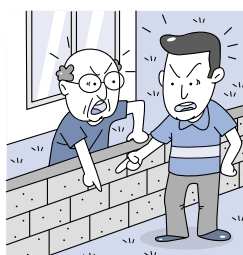
☎ 54・3111

(内線163・164)

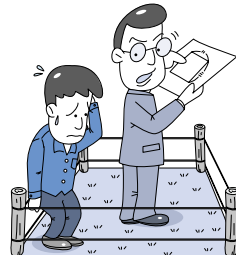
このような経験はありませんか？



相続を受けた土地の正確な位置が分からなかった。



塀を作り替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界」が違うと言われた。



土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違っていた。

入札経過・結果の情報

入札日 平成24年2月22日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
88	平成23年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線国庫第1工区工事	大久保地内	7社	14,980,000円	13,930,000円	93.0%	株式会社 飯塚組	上下水道課
89	平成23年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線国庫第3工区工事	大久保地内	7社	7,240,000円	7,100,000円	98.1%	株式会社 飯塚組	上下水道課
90	平成23年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線国庫第4工区工事	大久保地内	7社	6,380,000円	5,500,000円	86.2%	株式会社 大井組	上下水道課
91	平成23年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線国庫第2工区工事	大久保地内	5社	3,690,000円	3,050,000円	82.7%	株式会社 原沢組	上下水道課



防犯・防災・火災情報を配信します

吉岡町あんしんメール配信システムの提供を開始

町では「吉岡町あんしんメール配信システム」の提供を4月より開始しました。防災情報など緊急性の高い内容について登録された人にメールを配信します。携帯電話やパソコンのメールアドレスをお持ちであれば登録できますので、是非ご利用ください。

▼配信する情報

- ① 防災情報(台風情報、地震情報など)
- ② 防犯情報(国民保護に係わる情報、行方不明者情報など)
- ③ 火災情報(発生および鎮火情報など)

当面は防災行政無線で放送した内容を、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に配信します。なお、緊急時および火災情報については24時間365日配信を行いません。



QRコード

登録方法 (パソコン・携帯電話共通)

- 1 <http://www.town.yoshioka-gunma.jp/m/maIService/index.html>にアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、表示されたメールアドレス宛に空メールを送信してください。

QRコードの読み取りができる携帯電話をお持ちの人は、左上のQRコードを読み取ることでもアクセスできます。

- 2 自動的に仮登録メールが返信されますので、記載されたURLをクリックしてください。登録コード入力画面が表示されますので、別表の希望情報の登録コードを入力し、「送信」をクリックして、画面の指示に従って操作してください。

なお、迷惑メールの受信拒否設定をしている場合は、吉岡町あんしんメール(anshin.town.yoshioka.gunma.jp)を受信できるように設定してください。設定の方法などはお持ちの機種

の取扱説明書や各社ホームページ、または携帯電話会社へお問合せください。

▼問合せ先
町民生活課生活環境室
54・3111 (内線144)

4月2日から申請を受け付けています 浄化槽エコ補助金制度

町では、これまでも合併処理浄化槽を設置する人を対象に、浄化槽設置補助金を交付してきました。(地域・条件によっては交付対象外となります。)

今年度も、単独処理浄化槽およびくみ取り槽から合併処理浄化槽へ切り替える(転換する)人に限り、群馬県からのエコ補助金10万円が町からの補助金その他に追加で交付されます。

エコ補助金の交付を受けるには、申請書および必要書類を提出してください。

- ① 新たに設置する浄化槽の使用開始届出書の写し
- ② 撤去する浄化槽の使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽を

使用していた場合)

- ③ 単独処理浄化槽・くみ取り槽の埋設状況、撤去状況および撤去物を確認できる写真
- ④ 転換撤去などの確認書(町で決められた様式)

※通常、工事業者さんが申請書類などをそろえて役場へ提出してくれますので、必ず仕事を始める前に工事業者さんと十分ご相談ください。

※公共下水道区域および農業集落排水区域の住宅については、浄化槽設置補助金の対象になりません。

▼提出・問合せ先
上下水道課下水道室
54・3111 (内線507)



共同募金の配分申請

民間福祉事業を支援

毎年10月1日から実施される共同募金「赤い羽根募金」は、県内の社会福祉法人、更生保護法人、特例民法法人、一般・公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人および任意団体（法人格のない団体）の福祉事業に配分されます。

▼配分の種類

- ◎建物に係る事業（施設整備配分）
- ◎施設等拠点で使用する車両や備品
- ◎市町村域の事業
- ◎市町村域を超えた広域活動事業

配分を希望される場合は、相談窓口にご相談下さい。申請書など用意してあります

▼受付・相談窓口 共同募金会

吉岡町支会（社会福祉協議会）
☎54・3930



義援金などの取り組み報告

東日本大震災への支援

平成24年3月21日まで

義援金
金9,003,884円
(自治会、小中学校、各種関係団体、法人および個人)

救済物資
段ボール箱約400箱
(自治会、各種関係団体、個人)

昨年3月11日に発生した東日本大震災におきましては、自治会連合会を中心に救済物資および義援金に対する協力依頼をさせていただいたところ、数多くの町民皆さまより心温まるご支援ご協力をいただきました。現在までの内容は、右記のとおりです。

皆さまから寄せられた義援金および救済物資は、県や日本赤十字社を通じ被災地や被災者の元へ届けられ、多いに役立てられていくものと思います。被災地の一日も早い復興を願うとともに、今後も継続的なご支援をよろしく願います。

青少年健全育成を進めるために

青少年健全育成と聞くと非行防止に関する活動を思い浮かべるかもしれません。吉岡町は特別問題が起きてないから関係ないのではと考えるでしょう。

でもニュースをみれば、「ケータイやゲーム機・パソコンでのインターネット機能によるトラブルやいじめ」「不登校や引きこもり」「子どもへの虐待」など数多くの報道があります。事件になって初めて自分の身近にと驚くことがあるかもしれません。

吉岡町は新しく町民になる人が多く、町民が顔見知りになり、地域の連帯感をいっそう育てる必要があります。このコーナーでは青少年が健やかにたくましく育っていくために大人が地域でどんな活動ができるかを考えていきたいと思います。



大久保寺下自治会の夏祭り

吉岡町振興公社「取締役候補者」募集

募 集	株式会社 吉岡町振興公社取締役候補者1名 (リバートピア吉岡社長、道の駅よしおか温泉駅長)
仕事内容	温泉施設などの管理運営(日帰り温泉、河川敷公園、道の駅)
営業時間	温泉施設 10時～21時 河川敷公園 8時30分～17時 道の駅 24時間
資 格	高卒以上、要普通自動車運転免許 経営ノウハウおよび経営スキルを持っている人(職務経験25年以上) 要保証人。(保証人の要件は、現在吉岡町に20年以上居住している人)
採用予定日	平成24年6月1日(株主総会の議決後に採用決定となります)
報 酬	月30万円
賞 与	会社の規定による
待 遇	各種社会保険加入
申込方法	4月23日(月)までに町ホームページに掲載の履歴書(写真添付)および小論文を役場財務課財政室に本人が直接持参してください。 受付は平日の8時30分～17時15分 なお、提出していただいた履歴書、小論文は返却しません。
一次試験	履歴書および小論文による書類審査により可否を決定し、5月1日頃に通知します。
二次試験	5月11日(金) 面接、論文による 詳細については、一次試験合格者に通知します。
募集主および勤務先	株式会社 吉岡町振興公社(リバートピア吉岡内)
問合せ先	役場財務課財政室 ☎54-3111(内線131)